

# 広聴特別委員会

日 時 令和3年8月20日（金）  
午前10時  
場 所 第1委員会室

## 付議事項

- 1 モニター意見について
- 2 来期のモニター制度について
- 3 その他

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（3）</p> <p>1. 3月9日の議会運営委員会を傍聴して          &lt;申し合わせ事項について&gt;</p> <p>2月22日から始まった3月定例議会の一般質問終了後、3月9日に開かれた議会運営委員会で3月2日に提出された陳情書が付議事件とされたとき、それに関して山陽小野田市議会「申し合わせ事項」との関わりで異論が出されましたが、急施を要する議長判断や先例があるとの理由で、そのまま正式議題とされました。「申し合わせ事項」に関しては、その冒頭「議会は、地方自治法をはじめ、委員会条例や会議規則等の法令等を基本として運営されるが、議会運営等の詳細については規定されていない。それらを補完するものとして、法令等に明記されていない事項及び解釈、運用について、山陽小野田市議会が決定し、了承したもの」と規定されています。山陽小野田市議会の「申し合わせ事項」115では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれています。</p> <p>(1) 先例を作ると「申し合わせ事項」は消滅する</p> <p>「申し合わせ事項」とは、山陽小野田市議会の議会運営上の基本ルールとして、全議員が一致して承認・決定し、明文化した約束事です。この「申し合わせ事項」に先例を作ってしまうと、その時点でこの「申し合わせ事項」は消滅してしまい、意味をなさなくなるものだという理解されて、このような対応をされたのでしょうか。</p> <p>(2) 「申し合わせ事項」の変更手続は可能だった</p> <p>「申し合わせ事項」は全員協議会等で全議員の一致した承認があれば、直ちに変更は可能です。なぜ、それをせずに「先例」なるものを持ち出して「申し合わせ事項」を無視する対応をされたのでしょうか。</p> <p>(3) 「先例」の内容を具体的に検討されたのでしょうか</p> <p>もし仮に「先例」なるものがあつたとして、今回の陳情書等の取扱いの内容に即して、「先例」が具体的に検討された結果ではなかったのではありませんか。</p>	<p>申し合わせ事項は効率的な議会運営をするために法令等を補完するもので、市議会が決めたルールとしてそれらに基づき議会活動をしております。</p> <p>その中でも、陳情等については、申し合わせ事項115の中にある「原則として」という言葉を尊重しながら、先例だけにとらわれることなく、その時々議会として事案を的確に処理したほうが、市民の利益になる場合もあると考えます。</p> <p>今後も、市民の立場になって判断してまいります。</p>

(4) 議長が「急施を要する」は通用しない

議長が「急施を要する」と判断すれば「申し合わせ事項」が無視できるなど、とんでもありません。全議員が承認した議会運営上のルールを、まず議長は尊重する義務があるのではありませんか。

(5) 「申し合わせ事項」を廃止し、「規定」にしては

「申し合わせ事項」とは、あくまで議員間の合意事項による紳士協定に過ぎません。12年前、私は改選後の初議会で「私は合意していない」と「申し合わせ事項」に異議を唱えました。また「先例」を理由に勝手に変更が可能な曖昧な「申し合わせ事項」ではなく、一般市民にも議会内ルールとして可視化され、直接変更が求められる議会の内部規定として、明文化したほうがスッキリするのではありませんか。

## 2. 3月議会を傍聴して

<特別委員会が一般会計予算の審査を行う疑問>

山陽小野田市議会には、現在、幾つかの特別委員会が作られています。特別委員会とは、特定の事件を扱う「特別」な委員会であり、特定事件がなくなれば当然のこととして、役割を終えて消滅する委員会でもあります。

(1) 一般会計予算の審査を、なぜ2つの特別委員会（分科会）が審査

一般会計予算の審査は、一般会計予算決算常任委員会が行いますが、山陽小野田市議会では各常任委員会が分科会として、所管部分の各パートを担当して審査することになります。しかし、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」と「山口東京理科大学調査特別委員会」は、特別委員会であるにもかかわらず、分科会として一般会計予算の審査を行っています。

本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います。

特別委員会が分科会として一般会計予算と決算の審査を行うことで、より効率的で専門的な審査ができていると考えます。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター意見及び質問</p> <p>1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対する回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。</p> <p>2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。</p> <p>3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対する回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。</p> <p>4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。</p> <p>5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。</p> <p>6. 上記5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部も居るという意味で）議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、ななあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。</p>	<p>広聴特別委員会</p> <p>2. 現実的に22人での討論会は運営が難しく、実施要綱の変更の必要があると考えます。</p> <p>3と4. 8月10日からホームページに掲載しております。</p> <p>広聴特別委員会</p> <p>広聴特別委員会</p>

<p>7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。</p>	<p>7. 会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。</p>
--	---

令和3年6月24日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>令和3年6月24日議会運営委員会を見て</p> <p>代表質問についての議論がされていたので意見を申し上げます。 一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。 「議会は言論の府」という言葉をよく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。 そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと感じます。 廃止の議論をする時間があれば「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないのでしょうか。 他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況からもいかがかと考えます。 廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題であると捉えるべきではないのでしょうか。 しっかりと議会内での議論を期待しております。</p>	<p>本市議会の人数や一般質問の実施状況等を踏まえ、代表質問の必要性を協議し、方向性を見いだしてまいります。</p>

# 山陽小野田市議会モニター設置要綱

平成29年5月9日制定  
平成30年4月24日改正  
平成31年3月5日改正  
令和2年4月1日改正

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、市議会の活動及び運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること。
- (4) 市議会との意見交換会に出席すること。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(募集方法)

第6条 市議会モニターの募集に当たり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体からの推薦
- (2) 公募
- (選考)

第7条 市議会モニターの選考は、広聴特別委員会において行うものとする。  
この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見)

第9条 議長は、第3条第1号及び第2号の規定により市議会モニターから提出された意見を広聴特別委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第10条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第3条第3号及び第4条第2項の規定は、令和2年7月1日から適用する。